GREE

インターネットを通じて、
世界をより良くする。

第18回 定時株主総会

# 招集ご通知

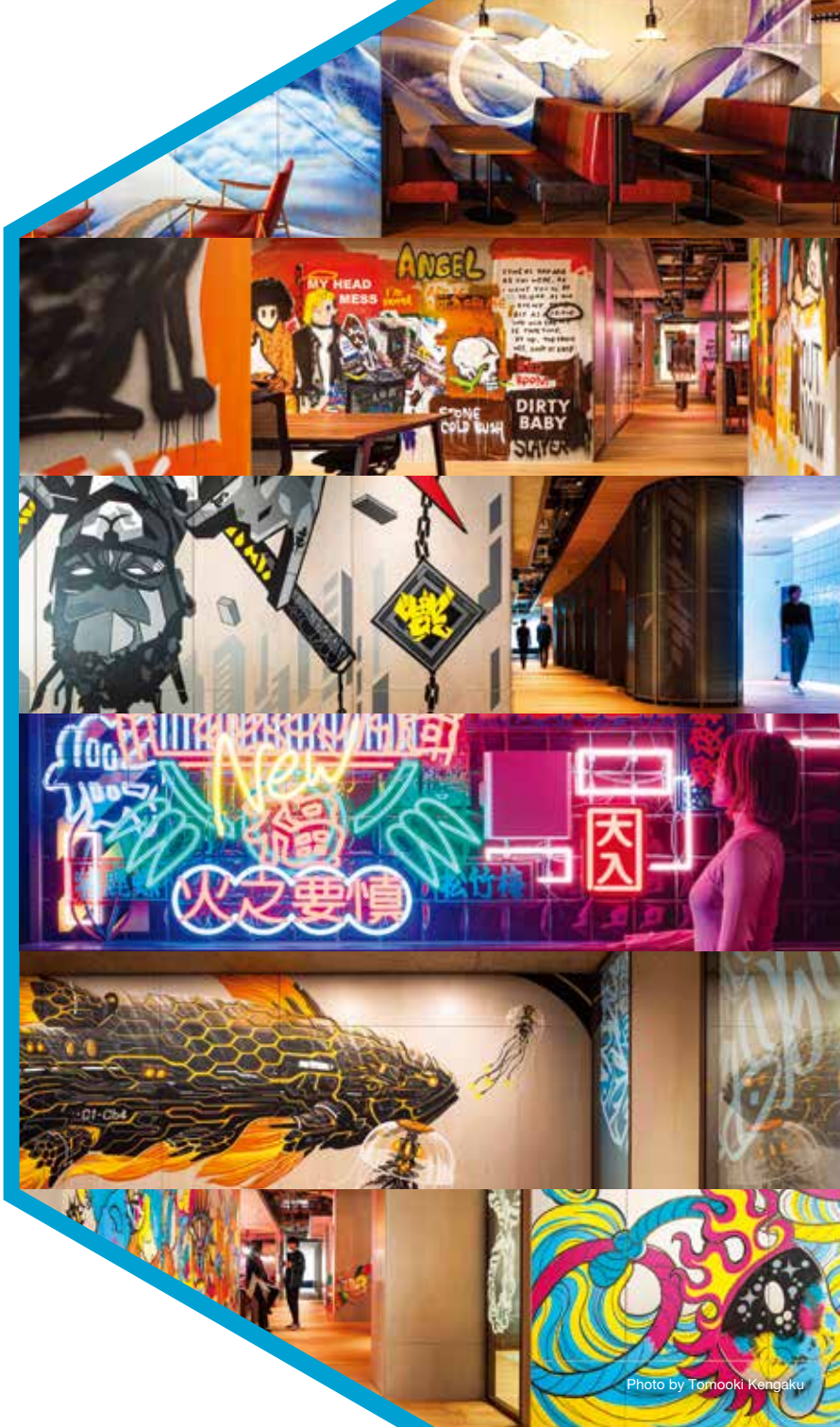


► 事前行使期限
2022年 9月26日（月） 18:30まで

► 事前質問受付期限
2022年 9月22日（木） 23:59まで

► 出席申込受付期限
2022年 9月22日（木） 23:59まで

► 議案

| | |
|---|---|
| 第1号議案 | 定款一部変更の件 |
| 第2号議案 | 取締役（監査等委員である取締役を除く）９名選任の件 |
| 第3号議案 | 監査等委員である取締役３名選任の件 |
| 第4号議案 | 取締役等に対する株式報酬等の額及び内容決定の件 |
| 第5号議案 | 吸収分割契約承認の件 |

**グリー株式会社**　証券コード:3632

# 株主総会の流れ と株主様専用サイト『グリー株主総会Portal』

グリー株主総会Portal

グリー株式会社 コーポレートサイト
https://corp.gree.net/jp/ja/ir/stock/meeting.html

グリーの株主総会に関する情報、その他お手続等に関しては、左記サイトでご案内しています。

## 9月26日(月)まで 株主総会開催前

### 事前 権利行使をする場合

**開示書類を見る**



**事前公開している事業報告動画を見る**



**事前質問をする ／ 回答を見る**



**議決権を事前行使する**

※ 事前行使＋アンケート回答の方
抽選で電子ギフト有り

インターネットによる行使、もしくは郵送

※ ➡P.6ご参照

**ご注意**
万が一の通信障害やPCの不具合等に備え、当日出席を予定している株主様におかれましても、議決権の事前行使を推奨いたします。

### 当日 出席する場合

**事前申込みをする**
※9月22日(木)23:59まで



## 9月27日(火) 14:00～ 株主総会当日

当日出席予定の株主様も、事前の議決権行使と事前アンケートをお願いいたします！



**出席する**
オンライン
会場



**質問をする**

**議決権を行使する**

## 株主総会終了後

**ご紹介動画を見る**
9月27日(火)17:00公開予定
※ご紹介動画の詳細は、裏表紙をご覧ください




**総会後アンケートに回答する**

**開示書類を見る**
臨時報告書/有価証券報告書/コーポレート・ガバナンスに関する報告書

**オンデマンド配信を見る**
※10月11日(火)公開予定
※11月1日(火)公開予定

**株主様からの質問と回答を見る**
※10月11日(火)公開予定
※11月1日(火)公開予定

#ご参考 #株主総会の流れ #『グリー株主総会Portal』

# 目　次

## #定時株主総会招集ご通知


第18回定時株主総会招集ご通知 …… 04
本株主総会運営についてのご案内 …… 06
議決権行使について …… 10


## #株主総会参考書類


第1号議案　定款一部変更の件 …… 12
第2号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く）９名選任の件 …… 14
第3号議案　監査等委員である取締役３名選任の件 …… 20
第4号議案　取締役等に対する株式報酬等の額及び内容決定の件 …… 23
第5号議案　吸収分割契約承認の件 …… 28


## #事業報告


**●企業集団の現況**
当事業年度の事業の状況 …… 32 G
主要な営業所 …… G
従業員の状況 …… G
その他企業集団の現況に関する重要な事項 …… G
財産及び損益の状況 …… G
主要な事業内容 …… G
重要な子会社の状況 …… 32
対処すべき課題 …… G
**●会社の現況**
会社の株式に関する事項 …… G
会社の新株予約権等に関する事項 …… G
会社役員に関する事項 …… 33 G
会計監査人に関する事項 …… G
**●業務の適正を確保するための体制及びその運用状況の概要** …… G
**●剰余金の配当等の決定に関する方針** …… G


## #連結計算書類


連結貸借対照表 …… G
連結損益計算書 …… G
連結包括利益計算書（ご参考） …… G
連結株主資本等変動計算書 …… G
連結キャッシュ・フロー計算書（ご参考） …… G
連結注記表 …… G


## #計算書類


貸借対照表 …… G
損益計算書 …… G
株主資本等変動計算書 …… G
個別注記表 …… G


## #監査報告


連結計算書類に係る会計監査報告 …… G
計算書類に係る会計監査報告 …… G
監査等委員会の監査報告 …… G


## #ご参考


株主総会の流れと株主様専用サイト『グリー株主総会Portal』 …… 01
目次 …… 03
グリー株式会社 取締役会の構成（※第2号議案及び第3号議案が承認可決された場合） …… 37
グリーの取り組み（サステナビリティ、コーポレート・ガバナンス体制） …… 38
ご紹介動画「Go Next!!」 …… 裏表紙


### G 当社コーポレートサイトに掲載する事項

上記マークの事項は、法令及び当社定款第18条の規定に基づき、当社コーポレートサイトに掲載しております。



次回の定時株主総会の招集ご通知は、電子化してご提供します！
裏表紙をご覧ください。

**グリー株式会社 コーポレートサイト**
https://corp.gree.net/jp/ja/ir/stock/meeting.html
グリーの株主総会に関する情報は、上記サイトでご案内しています。

証券コード　3632
2022年９月２日

株　主　各　位

東京都港区六本木六丁目１１番１号
グリー株式会社
代表取締役会長兼社長　田中良和

# 第18回定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。
　さて、当社第18回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。
　本株主総会は、インターネットを通じてご出席・議決権行使をしていただくことができる、ハイブリッド「出席型」バーチャル株主総会といたします。ご出席いただくために必要となるお手続方法等の詳細は、６～９頁のご案内をご確認ください。なお、インターネット又は書面によって事前に議決権を行使することができますので、2022年９月26日(月曜日)18時30分までに議決権を行使くださいますようお願いいたします。

敬具

記

**１．日　　時**　2022年９月27日(火曜日)14時(13時30分開場)

**２．場　　所**　東京都港区六本木6丁目10番1号　六本木ヒルズ森タワー49Ｆ
六本木アカデミーヒルズ(タワーホール)
※新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、株主総会会場へのご来場はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。

**３．目的事項**

**報告事項**
１．第18期(自　2021年７月１日　至　2022年６月30日)
事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
２．第18期(自　2021年７月１日　至　2022年６月30日)
計算書類報告の件

**決議事項**
第１号議案　定款一部変更の件
第２号議案　取締役(監査等委員である取締役を除く)９名選任の件
第３号議案　監査等委員である取締役３名選任の件
第４号議案　取締役等に対する株式報酬等の額及び内容決定の件
第５号議案　吸収分割契約承認の件

＃定時株主総会招集ご通知 ＃第18回定時株主総会招集ご通知

**【インターネットによる議決権行使のご案内】**

ご所有のパソコン又はスマートフォンから議決権行使サイト(https://evote.tr.mufg.jp/)にアクセスしていただき、同封の議決権行使書に記載されたログインID・仮パスワードをご利用になり、後記株主総会参考書類又は議決権行使サイトに掲載しております株主総会参考書類をご検討の上、画面の案内に従って、議案に対する賛否をご入力ください。

**【郵送による議決権行使のご案内】**

後記株主総会参考書類をご検討の上、同封の議決権行使書に議案に対する賛否をご表示いただき、ご返送ください。

以上

==========

◎株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社コーポレートサイト(*)に掲載いたします。

◎本株主総会の決議結果につきましては、書面による決議通知のご送付に代えて、本株主総会終了後、当社コーポレートサイト(*)にその結果を掲載いたします。

◎インターネットと郵送との双方により重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効といたします。

◎インターネットにより複数回議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効といたします。

◎当社は、株主総会招集通知及びその添付書類並びに株主総会参考書類をインターネット上の当社コーポレートサイト(*)に掲載しておりますので、法令及び当社定款第18条の規定に基づき、本招集通知には、以下の事項は記載しておりません。本招集通知の添付書類は、監査等委員会が監査報告の作成に際して監査をした事業報告の一部であります。

◆事業報告の以下の事項

・企業集団の現況(一部)、会社の新株予約権等に関する事項、対処すべき課題、会社の株式に関する事項、会社役員に関する事項(一部)、会計監査人に関する事項、業務の適正を確保するための体制及びその運用状況の概要、剰余金の配当等の決定に関する方針

◆連結計算書類の以下の事項

・連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書(ご参考)、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書(ご参考)、連結注記表

◆計算書類の以下の事項

・貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、個別注記表

◆監査報告

・連結計算書類に係る会計監査報告、計算書類に係る会計監査報告、監査等委員会の監査報告

＊グリー株式会社 コーポレートサイト

URL：https://corp.gree.net/jp/ja/ir/stock/meeting.html

==========

# 本株主総会運営についてのご案内

『グリー株主総会Portal』

【ログイン手順】
・パソコン・スマートフォン等を使用し、下記のURLへアクセス
(右記QRコードからもアクセスできます)
・本招集通知同封書類「株主総会ご出席ナビ」に記載の、ID及びパスワードを入力のうえログイン

URL：

## 1．事前質問の受付について

**◆受付期間：2022年９月５日(月)13時～2022年９月22日(木)23時59分**

『グリー株主総会Portal』を通じて事前質問を行うことができます。事前質問につきましては、本株主総会の目的事項に関連しない質問を除き、『グリー株主総会Portal』において、株主様のご質問とその回答を適時掲載いたしますのでご活用ください。なお、株主総会後にはそれらを当社コーポレートサイト(＊)に掲載いたします。

【事前質問の手順】
・ID及びパスワード(本招集通知同封書類「株主総会ご出席ナビ」に記載)を入力し、『グリー株主総会Portal』にログイン
・「事前質問」ボタンを押下
・ 受付フォームに必要事項を入力のうえ送信

## 2．事前の議決権行使について

10～11頁の「事前の議決権行使の方法についてのご案内」をご確認いただき、議決権行使をお願いいたします。
なお、事前に議決権行使をしていただいた株主様を対象にアンケートを実施いたします。アンケートに回答いただいた株主様の中から、20名につき1名様に抽選で、電子ギフトを進呈いたします。詳細は『グリー株主総会Portal』のご案内をご確認ください。

## 3．事前の出席申込について

**◆申込受付期間：2022年９月５日(月)13時～2022年９月22日(木)23時59分**

インターネット出席、ご来場出席ともに、事前の出席申込が必要です。

【出席申込の手順】

・ID及びパスワード(本招集通知同封書類「株主総会ご出席ナビ」に記載)を入力し、『グリー株主総会Portal』にログイン
・「出席申込」ボタンを押下
・ 受付フォームに必要事項を入力のうえ送信

## 4．当日のインターネット出席について

(１)出席方法

本株主総会におけるインターネット出席は、会社法上の「出席」として扱われます。

・開催当日に『グリー株主総会Portal』から遷移する動画配信画面(以下「配信画面」といいます)を通じ、当社株主総会のライブ配信をご視聴いただきながら、議決権の行使・ご質問等を行うことができます。
・株主総会当日、『グリー株主総会Portal』にログイン後、「出席」ボタンを押下しご出席ください。

【ご注意事項】

・配信画面へのアクセスは13時30分より可能となります。当該時刻より前に『グリー株主総会Portal』にログインしている場合は13時30分以降にブラウザの更新または再読み込みをしてください。
・株主総会当日の議事進行の様子は、パソコン・スマートフォン等によりライブ配信で確認いただくことができます。出席するためには、株主様において、通信環境を整えていただく必要がございます。
・株主様がご利用のパソコン・スマートフォン等の不具合又は株主様ご自身の通信環境等を原因として、株主様が出席できない場合や議決権等を行使できない場合もございますので、予めご了承ください。
・『グリー株主総会Portal』のライブ配信の動画、音声又は画像の撮影・録画・録音・保存・SNSなどでの投稿等はご遠慮ください。

・ライブ配信の対応言語は日本語のみとなりますので、予めご了承ください。
・万が一、本招集通知同封書類「株主総会ご出席ナビ」に記載のID及びパスワードを紛失された場合は、下記にお問合せください。なお、再発行には一定のお時間を要しますのでご留意ください。
【三菱UFJ信託銀行株式会社　証券代行部】
0120-232-711(フリーダイヤル)
受付時間：土・日・祝日等を除く9時～17時

(2)ご質問方法

ご質問につきましては、株主総会当日、議長が指定する方法に従い、配信画面で行っていただきますようお願いいたします。なお、いただいたご質問の全てには回答できない場合がございますが、当日のご質問につきましては、本株主総会の目的事項に関連しない質問を除き、原則として全ての質問及びこれに対する回答を株主総会後に当社コーポレートサイト(*)に掲載いたします。

(3)動議

動議につきましては、株主総会当日、議長が指定する方法に従い、配信画面で行っていただきますようお願いいたします。

(4)議決権行使の方法

株主総会当日は、配信画面で議決権を行使いただくことが可能です。議事進行の様子をライブ配信でご覧いただいた上で、議長の案内に従い、行使していただきますようお願いいたします。
なお、インターネット又は郵送により事前に議決権を行使された株主様が本株主総会に出席し、重複して議決権を行使された場合は、本株主総会において行使された内容を有効なものとして取り扱います。本株主総会において議決権を行使されなかった場合は、インターネット又は郵送により事前に行使された内容を有効なものとして取り扱います。

## 5．当日のご来場について

(1)出席方法

新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、株主総会会場へご来場いただける株主様の人数を制限させていただきます。株主総会会場へのご来場は極力お控えいただき、インターネット

出席のご活用をお願いいたします。なお、ご来場を希望される場合は、事前のお申し込みが必要となります(詳細につきましては前項「３．事前の出席申込について」をご参照願います)。

【ご注意事項】
・事前のお申し込みは上限人数(20名程度)に達し次第締め切らせていただきます。
・事前にお申し込みをされていない株主様は、株主総会会場への入場をお断りいたします。
・ご来場の際は、六本木ヒルズ森タワーアカデミーヒルズの受付までお越しください。
　会場入口付近で、検温にご協力いただく場合がございます。
・ご来場の際37.5度以上の発熱がある株主様及びマスクをご着用されていない株主様につきましては、入場をお断りいたします。
・会場内では、常時マスクのご着用をお願いいたします。
・『グリー株主総会Portal』にログイン可能なスマートフォン又はタブレットをご持参ください。

(２)質問・動議・議決権行使について

新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、ご来場いただいた場合でも、株主様にスマートフォン又はタブレットをお持ちいただいたうえで、インターネット出席の株主様と同様の方法(前記「４．当日のインターネット出席について」に記載の方法)で、『グリー株主総会Portal』よりご質問、動議、議決権行使いただきます。口頭でのご発言を通じた対応は行いませんので、あらかじめご了承ください 。

## ６．代理出席の取扱いについて

**◆書類受付期間：2022年9月５日(月)13時～2022年9月20日(火)18時30分(必着)**

代理人による出席を希望される株主様は、法令及び当社定款第16条の規定に基づき、当社の議決権を有するほかの株主様１名に委任いただきますようお願いいたします。なお、株主総会に先立って、当社に、「代理権を証明する書面」として「委任状」及び「委任者の本人確認書類」のご提出が必要となります。お手続方法の詳細は『グリー株主総会Portal』のご案内をご確認ください。なお、本お手続きは、インターネット出席及び当日ご来場の株主様、いずれにつきましても共通のご案内となります。

# 議決権行使について

**事前の議決権行使の方法についてのご案内**

株主総会における議決権は、株主様の重要な権利です。後記株主総会参考書類をご検討の上、議決権の行使をお願いいたします。事前の議決権の行使には、以下２つの方法がございます。

## 1 インターネット



https://evote.tr.mufg.jp/にアクセスしていただき、議案の賛否をご入力ください(詳細は次頁ご参照)。

●行使期限
2022年９月26日(月曜日)
18時30分までにご入力

## 2 郵送



議案の賛否をご表示の上、議決権行使書用紙をご返送ください。

●行使期限
2022年９月26日(月曜日)
18時30分までに到着

## 議決権行使書のご記入方法のご案内

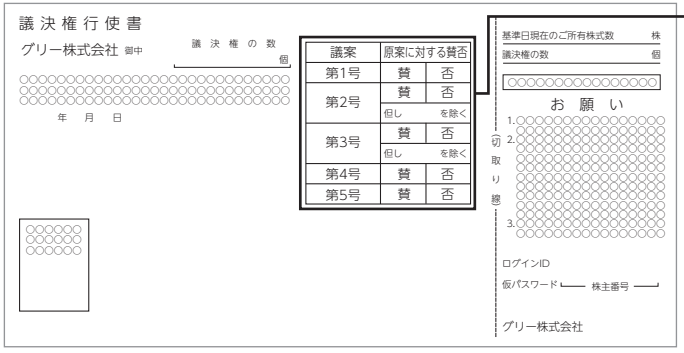


こちらに各議案の賛否をご記入ください。なお、選任議案につきましては、一部候補者につき反対の場合、「賛」の欄に○印をご記入の上、反対される候補者の番号を（ ）内にご記入ください。

【議決権の行使のお取り扱いについて】
議決権行使書用紙において、議案につき賛否のご表示のない場合は、「賛」の意思表示があったものとして取り扱うこととさせていただきます。

#定時株主総会招集ご通知 #議決権行使について

## インターネットによる議決権行使のご案内

### QRコードを読み取る方法

議決権行使書副票に記載のログインID・仮パスワードを入力することなく、議決権行使サイトにログインすることができます。

1 議決権行使書副票（右側）に記載のQRコードを読み取ってください。

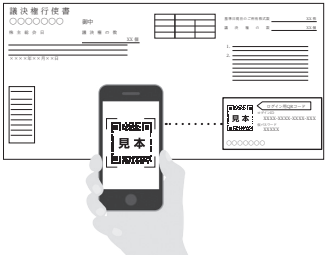


※「QRコード」は株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

2 以降は、画面の案内に従って賛否をご入力ください。




**QRコードを用いたログインは1回に限り可能です。**
再行使する場合、もしくはQRコードを用いずに議決権を行使する場合は、右の「ログインID・仮パスワードを入力する方法」をご確認ください。

### ログインID・仮パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト　https://evote.tr.mufg.jp/

1 議決権行使ウェブサイトにアクセスしてください。

2 議決権行使書用紙に記載された「ログインID・仮パスワード」を入力しクリック

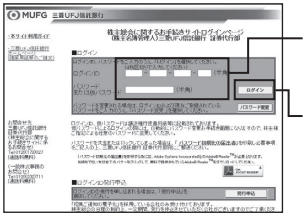


3 新しいパスワードを登録する

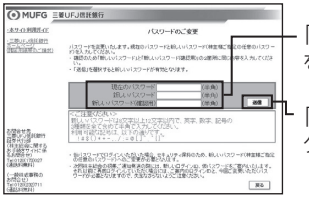


4 以降は、画面の案内に従って賛否をご入力ください。

**インターネットによる議決権行使で**
**パソコンやスマートフォンの操作方法などが**
**ご不明な場合は、右記にお問い合わせください。**

**三菱UFJ信託銀行株式会社　証券代行部　ヘルプデスク**
**0120－173－027**
（通話料無料／受付時間 午前9時～午後9時）

議決権電子行使プラットフォームについて
　管理信託銀行等の名義株主様(常任代理人様を含みます)につきましては、㈱東京証券取引所等により設立された合弁会社が運営する議決権電子行使プラットフォームの利用を事前に申し込まれた場合には、当社株主総会における電磁的方法による議決権行使の方法として、インターネットによる議決権行使以外に、当該プラットフォームをご利用いただくことができます。

#定時株主総会招集ご通知 #議決権行使について

# 株主総会参考書類

## 第１号議案　定款一部変更の件

１．提案の理由

(1) 現行定款第12条(招集)の変更

「産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律」(令和３年法律第70号)に基づき、場所の定めのない株主総会の開催が認められたことに伴い、定款第12条第3項を追加するものであります。なお、当社第17回定時株主総会は、同法附則第3条第1項に基づき、場所の定めのない株主総会として開催しました。

(2) 現行定款第18条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)の削除及び定款第18条(電子提供措置等)の新設

「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号)附則第１条ただし書きに規定する改正規定が2022年９月１日に施行されたことにより、当社定款に、株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる旨の規定を設けたものとみなされておりますので、当該定めについて確認的に規定を新設いたします。また、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を新設し、株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定を削除するとともに、これに関する附則を設けるものであります。

２．変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線部分は変更箇所を示しております。)

| 現　　行　　定　　款 | 変　　更　　案 |
|---|---|
| (招集) | (招集) |
| 第12条　(条文省略) | 第12条　(現行どおり) |
| 2　(条文省略) | 2　(現行どおり) |
| (新　　設) | 3　当会社の株主総会は、場所の定めのない株主総会とすることができる。 |

#第１号議案 #定款一部変更の件

| 現　　行　　定　　款 | 変　　更　　案 |
| --- | --- |
| (株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供) | |
| 第18条　当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。 | (削　　除) |
| | (電子提供措置等) |
| (新　　設) | 第18条　当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる。 |
| | 2　当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求をした株主に対して交付する書面に記載することを要しないものとする。 |
| | |
| 附則 | 附則 |
| (新　　設) | (株主総会資料の電子提供に関する経過措置) |
| | 1　2022年９月１日から６か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、定款第18条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)は、なお効力を有する。 |
| | 2　本附則の規定は、2022年９月１日から６か月を経過した日又は前項の株主総会の日から３か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。 |

#第１号議案 #定款一部変更の件

## 第２号議案　取締役(監査等委員である取締役を除く)９名選任の件

取締役(監査等委員である取締役を除く。以下本議案において同じ)全員(９名)は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、社外取締役２名を含む取締役９名の選任をお願いするものであります。取締役候補者は、次のとおりであります。

なお、監査等委員会は取締役会の諮問機関である、社外取締役２名、社外取締役である監査等委員１名、取締役１名及び代表取締役会長１名の計５名で構成される指名委員会が審議した取締役候補者について、その決定の方針・考え方及び審議プロセスを確認しました。それらについて異議はなく、その結果、各候補者が取締役として適任であると判断しております。

| 候補者番号 | ふりがな<br>氏名 | 現在の当社における地位・担当 | 候補者属性 |
|---|---|---|---|
| 1 | たなか よしかず<br>田中 良和 | 代表取締役会長兼社長 コマース事業本部長、DX事業本部長 | 再任 |
| 2 | ふじもと まさき<br>藤本 真樹 | 取締役上級執行役員 最高技術責任者 開発本部長 | 再任 |
| 3 | おおや としき<br>大矢 俊樹 | 取締役上級執行役員 最高財務責任者 コーポレート本部長、投資・インキュベーション事業本部長 | 再任 |
| 4 | あらき えいじ<br>荒木 英士 | 取締役上級執行役員 メタバース事業本部長 | 再任 |
| 5 | しの さんく<br>小竹 讃久 | 取締役上級執行役員 新規事業開発担当 | 再任 |
| 6 | まえだ ゆうた<br>前田 悠太 | 取締役上級執行役員 ゲーム・アニメ事業本部長 | 再任 |
| 7 | やまぎし こうたろう<br>山岸 広太郎 | 取締役 | 再任 |
| 8 | なつの たけし<br>夏野 剛 | 社外取締役 | 再任　社外　独立 |
| 9 | いいじま かずのぶ<br>飯島 一暢 | 社外取締役 | 再任　社外　独立 |

(注)1. 候補者田中良和氏は、会社法第２条第４号の２に定める親会社等であります。その他の候補者と当社との間には、いずれも特別の利害関係はありません。

2. 夏野剛氏及び飯島一暢氏は、社外取締役候補者であります。

3. 当社は、会社法第430条の３第１項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することとなる損害賠償金及び争訟費用等の損害を填補することとしております。ただし、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は填補されないなど、一定の免責事由があります。本議案が原案どおり承認され、各候補者が再任された場合は、各候補者は、当該保険契約の被保険者に含められることとなり、また、当該保険契約は任期途中に更新される予定です。なお、当該契約の内容の概要は、事業報告(36頁)に記載のとおりです。

4. 山岸広太郎氏、夏野剛氏及び飯島一暢氏につきましては、当社との間で、会社法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償の限度額は、法令の定める額としております。山岸広太郎氏、夏野剛氏及び飯島一暢氏の再任が承認された場合、当社は３氏との間で当該契約を継続する予定であります。

5. 夏野剛氏が社外取締役を務めていた株式会社ディー・エル・イーは、過年度の決算において不適切な会計処理を行っていたことが判明し、2018年12月３日に有価証券報告書等の訂正を実施いたしました。これを受け、同年12月28日付で株式会社東京証券取引所より特設注意市場銘柄の指定を受け、2019年４月18日付で金融庁より課徴金納付命令の決定を受けております。同氏は、本件事実が発覚するまで当該事実を認識しておりませんでしたが、平素より幅広い経営者としての法令順守の視点に立った有用な提言を行い、当該事実の判明後においては再発防止に向けた取り組みについて意見表明を行うなど、適正に職務を遂行いたしました。

再任

## 1 田中 良和（たなか よしかず）



**生年月日** 1977年２月18日生
**所有する当社の株式数** 110,803,388株

**■ 略歴・地位・担当**

| | |
|---|---|
| 1999年４月 | ソニーコミュニケーションネットワーク株式会社(現：ソニーネットワークコミュニケーションズ株式会社)入社 |
| 2000年２月 | 楽天株式会社(現：楽天グループ株式会社)入社 |
| 2004年12月 | 当社設立、代表取締役社長 |
| 2013年11月 | 当社代表取締役社長 新規事業統括本部長 |
| 2014年３月 | 当社代表取締役社長 コマース・メディア事業統括本部長 |
| 2014年９月 | 当社代表取締役社長 |
| 2014年９月 | 当社代表取締役会長兼社長 |
| 2016年10月 | 当社代表取締役会長兼社長 新領域事業統括 |
| 2017年３月 | 当社代表取締役会長兼社長 広告・メディア事業統括 |
| 2019年10月 | 当社代表取締役会長兼社長 広告・メディア事業管掌 |
| 2022年１月 | 当社代表取締役会長兼社長 広告・メディア事業本部長 |
| 2022年５月 | 当社代表取締役会長兼社長 コマース事業本部長、DX事業本部長(現任) |

**■ 取締役候補者とした理由等**

当社創業者として、インターネットサービス全般における豊富な経験と幅広い見識に基づき、「GREE」を国内最大級のブラウザゲームプラットフォームに成長させるなど、高度な経営判断をもって長年にわたり当社グループの発展に貢献してまいりました。また、2017年３月より戦略的な展開を続けているコマース・DX事業を統括するなど、当社の新しい挑戦を常にけん引してきております。以上により、「インターネットを通じて、世界をより良くする」という当社の企業ミッションを実現し、当社の持続的な企業価値向上を実現するために必要不可欠な人材と判断し、取締役候補者といたしました。

再任

## 2 藤本 真樹（ふじもと まさき）



**生年月日** 1979年２月17日生
**所有する当社の株式数** 2,460,213株

**■ 略歴・地位・担当**

| | |
|---|---|
| 2001年４月 | 株式会社アストラザスタジオ入社 |
| 2003年１月 | 有限会社テューンビズ入社 |
| 2005年６月 | 当社取締役 |
| 2010年８月 | 当社取締役執行役員 最高技術責任者 プラットフォーム開発本部長 |
| 2011年７月 | 当社取締役執行役員 最高技術責任者 開発本部長 |
| 2012年９月 | 当社取締役執行役員常務 最高技術責任者 開発本部長 |
| 2013年11月 | 当社取締役執行役員常務 最高技術責任者 開発統括本部長 |
| 2015年10月 | 当社取締役執行役員常務 最高技術責任者 開発統括 |
| 2016年７月 | 株式会社ポケラボ 取締役 |
| 2016年10月 | 当社取締役執行役員常務 最高技術責任者 開発・人事統括 |
| 2017年３月 | ファンプレックス株式会社(現：グリーエンターテインメント株式会社) 取締役 |
| 2017年９月 | 当社取締役上級執行役員 最高技術責任者 開発・人事統括 |
| 2019年４月 | 当社取締役上級執行役員 最高技術責任者 開発統括 |
| 2019年10月 | 当社取締役上級執行役員 最高技術責任者 開発管掌 |
| 2021年９月 | デジタル庁 最高技術責任者(現任) |
| 2022年１月 | 当社取締役上級執行役員 最高技術責任者 開発本部長(現任) |

**■ 重要な兼職の状況**

デジタル庁 最高技術責任者

**■ 取締役候補者とした理由等**

「GREE」のシステム基盤を構築するなど、創業初期より開発部門に従事しインターネットサービス企業としての当社の発展に貢献してまいりました。テクノロジー全般における豊富な経験と高度かつ幅広い見識を有しており、引き続き最高技術責任者として当社グループの事業拡大への貢献を期待するものです。また、2021年7月よりグリープラットフォーム事業を担当しており、当該事業価値の維持と向上への貢献を期待しております。以上により、「インターネットを通じて、世界をより良くする」という当社の企業ミッションを実現し、当社の持続的な企業価値向上を実現するために必要不可欠な人材と判断し、取締役候補者といたしました。

再任

## 3 大矢俊樹（おおや としき）



**生年月日** 1969年12月16日生
**所有する当社の株式数** 230,619株

**■ 略歴・地位・担当**

| | |
|---|---|
| 1992年４月 | 監査法人トーマツ(現：有限責任監査法人トーマツ)入社 |
| 1994年３月 | 公認会計士登録 |
| 1999年10月 | ソフトバンク・インベストメント株式会社(現：SBIホールディングス株式会社)入社 |
| 2003年２月 | ヤフー株式会社(現：Zホールディングス株式会社) 入社 |
| 2005年６月 | 株式会社クレオ 取締役 |
| 2011年４月 | 株式会社クレオ 代表取締役 |
| 2012年４月 | ヤフー株式会社(現：Zホールディングス株式会社) 最高財務責任者 執行役員 |
| 2014年６月 | ヤフー株式会社(現：Zホールディングス株式会社) 取締役 最高財務責任者 常務執行役員 |
| 2015年６月 | ヤフー株式会社(現：Zホールディングス株式会社) 副社長執行役員 最高財務責任者 |
| 2018年４月 | ヤフー株式会社(現：Zホールディングス株式会社) 会長室シニアアドバイザー |
| 2018年９月 | 当社取締役 |
| 2018年９月 | 株式会社ポケラボ 取締役(現任) |
| 2018年10月 | 当社取締役上級執行役員 コーポレート統括 |
| 2019年５月 | ファンプレックス株式会社(現：グリーエンターテインメント株式会社) 取締役(現任) |
| 2019年10月 | 当社取締役上級執行役員 最高財務責任者 コーポレート管掌 |
| 2020年２月 | 株式会社WFS 取締役(現任) |
| 2021年７月 | 当社取締役上級執行役員 最高財務責任者 コーポレート管掌、投資・インキュベーション事業管掌 |
| 2022年１月 | 当社取締役上級執行役員 最高財務責任者 コーポレート本部長、投資・インキュベーション事業担当 |
| 2022年７月 | 当社取締役上級執行役員 最高財務責任者 コーポレート本部長、投資・インキュベーション事業本部長(現任) |

**■ 重要な兼職の状況**

株式会社ポケラボ 取締役
株式会社WFS 取締役
グリーエンターテインメント株式会社 取締役

**■ 取締役候補者とした理由等**

インターネット大手企業における最高財務責任者や関連会社の代表取締役を歴任、インターネット事業及びコーポレート業務全般における豊富な経験と幅広い見識を有しており、当社においては2018年からコーポレート部門の管掌役員として、2021年7月からは投資・インキュベーション事業の管掌役員として当社の健全な事業の発展と企業価値の向上に貢献してまいりました。以上により、当社の持続的な企業価値向上実現のために適切な人材と判断し、取締役候補者といたしました。

再任

## 4 荒木英士（あらき えいじ）



**生年月日** 1982年７月15日生
**所有する当社の株式数** 325,004株

**■ 略歴・地位・担当**

| | |
|---|---|
| 2001年５月 | 有限会社ニューロン(現：ユナイテッド株式会社)入社 |
| 2002年12月 | 株式会社ニューロン(現：ユナイテッド株式会社) 取締役 |
| 2004年８月 | 株式会社フラクタリスト(現：ユナイテッド株式会社)入社 |
| 2005年８月 | 当社入社 |
| 2010年９月 | 当社メディア開発本部 ソーシャルネットワーク統括部長 |
| 2011年７月 | 当社北米事業本部 メディア開発部 統括部長 |
| 2013年９月 | 当社取締役執行役員 ネイティブゲーム事業本部 ネイティブゲーム事業統括部長 |
| 2013年11月 | 当社取締役執行役員 Native Game事業統括本部 Native Game事業本部長 |
| 2014年２月 | 株式会社Wright Flyer Studios(現：株式会社WFS) 代表取締役社長 |
| 2014年９月 | 当社取締役執行役員 Japan Game事業本部長 |
| 2015年10月 | 当社取締役執行役員 Japan Game事業統括 |
| 2016年１月 | 当社取締役執行役員 Wright Flyer Studios事業統括 |
| 2017年９月 | 当社取締役上級執行役員 Wright Flyer Studios事業統括 |
| 2018年４月 | 株式会社Wright Flyer Live Entertainment(現：REALITY株式会社) 代表取締役社長(現任) |
| 2018年７月 | 当社取締役上級執行役員 Wright Flyer事業統括 |
| 2019年10月 | 当社取締役上級執行役員 Wright Flyer事業管掌 |
| 2020年７月 | 株式会社WFS 取締役(現任) |
| 2020年10月 | 当社取締役上級執行役員 Wright Flyer Studios事業管掌、REALITY事業管掌 |
| 2022年１月 | 当社取締役上級執行役員 REALITY事業本部長 |
| 2022年６月 | 当社取締役上級執行役員 メタバース事業本部長(現任) |

**■ 重要な兼職の状況**

REALITY株式会社 代表取締役社長
株式会社WFS 取締役

**■ 取締役候補者とした理由等**

当社に入社以来、国内のブラウザゲーム事業及び国内外におけるアプリゲーム事業の統括を歴任し、国内外のゲーム事業全般における豊富な経験と幅広い見識を有しております。また、2018年から事業責任者として従事するメタバース事業においては、海外展開や事業黒字化など着実な事業立ち上げと事業拡大を通じて当社の発展に貢献してまいりました。今後も同事業は当社事業の柱の1つとして更なる事業拡大を目指していきます。以上により、当社の持続的な企業価値向上実現のために適切な人材と判断し、取締役候補者といたしました。

再任

## 5 小竹讃久



**生年月日** 1974年11月27日生
**所有する当社の株式数** 245,051株

**■ 略歴・地位・担当**

| | |
|---|---|
| 2000年４月 | 株式会社博報堂入社 |
| 2008年11月 | 当社入社 |
| 2009年１月 | 当社マーケティング部長 |
| 2009年７月 | 当社執行役員 マーケティング部長 |
| 2010年８月 | 当社執行役員 マーケティング本部長 |
| 2011年４月 | 当社執行役員 マーケティング事業本部長 |
| 2013年９月 | 当社取締役執行役員 マーケティング事業本部長 |
| 2013年11月 | 当社取締役執行役員 Web Game事業統括本部 Web Game事業本部長 |
| 2014年９月 | 当社取締役執行役員 Japan Game事業副本部長 |
| 2015年10月 | 当社取締役執行役員 Japan Game事業統括 |
| 2015年10月 | ファンプレックス株式会社(現：グリーエンターテインメント株式会社) 取締役 |
| 2017年９月 | 当社取締役上級執行役員 Japan Game事業統括 |
| 2019年10月 | 当社取締役上級執行役員 Japan Game事業管掌 |
| 2020年２月 | 株式会社ポケラボ 取締役 |
| 2020年２月 | 株式会社WFS 取締役 |
| 2021年７月 | 当社取締役上級執行役員 グリーエンターテインメント事業管掌 |
| 2021年７月 | グリーエンターテインメント株式会社 代表取締役社長 |
| 2022年１月 | 当社取締役上級執行役員 グリーエンターテインメント事業本部長 |
| 2022年７月 | 当社取締役上級執行役員 新規事業開発担当(現任) |

**■ 取締役候補者とした理由等**

当社事業の柱の1つであり、かつ、最大の利益貢献事業でもあるゲーム事業に入社時より従事しており、ゲーム事業を中心に、プロモーション、広告事業、IPプロデュース事業など豊富な経験と幅広い見識を有しております。2022年7月からはマンガ事業を擁するDADAN株式会社の代表取締役に就任しており、当社の新たな事業の発展に貢献いただくことを期待しております。以上により、当社の持続的な企業価値向上実現のために適切な人材と判断し、取締役候補者といたしました。

再任

## 6 前田悠太



**生年月日** 1982年７月26日生
**所有する当社の株式数** 212,393株

**■ 略歴・地位・担当**

| | |
|---|---|
| 2006年４月 | 株式会社ジャフコ入社 |
| 2009年７月 | 株式会社ポケラボ(現：株式会社マイネットゲームス)入社 |
| 2011年12月 | 株式会社ポケラボ(現：株式会社マイネットゲームス) 代表取締役社長 |
| 2012年11月 | 当社入社 |
| 2012年12月 | 当社メディア事業本部 ポケラボ事業部長 |
| 2013年８月 | 当社ネイティブゲーム事業本部 ポケラボ事業部長 |
| 2013年９月 | 当社取締役執行役員 ネイティブゲーム事業本部 ポケラボ事業部長 |
| 2013年11月 | 当社取締役執行役員 Native Game事業統括本部 Native Game事業本部 ポケラボ事業部長 |
| 2014年９月 | 当社取締役執行役員 Pokelabo・Asia事業本部長 |
| 2015年10月 | 当社取締役執行役員 Pokelabo・Asia事業統括 |
| 2016年４月 | 株式会社ポケラボ 代表取締役社長(現任) |
| 2017年９月 | 当社取締役上級執行役員 Pokelabo・Asia事業統括 |
| 2019年４月 | 株式会社WFS 取締役 |
| 2019年10月 | 当社取締役上級執行役員 Pokelabo・Asia事業管掌 |
| 2020年４月 | ファンプレックス株式会社(現：グリーエンターテインメント株式会社) 取締役 |
| 2021年10月 | 株式会社WFS 代表取締役副社長(現任) |
| 2022年１月 | 当社取締役上級執行役員 Pokelabo・Asia事業本部長、Wright Flyer Studios事業本部長 |
| 2022年４月 | グリーエンターテインメント株式会社 代表取締役副社長 |
| 2022年７月 | 当社取締役上級執行役員 ゲーム・アニメ事業本部長(現任) |
| 2022年７月 | グリーエンターテインメント株式会社 代表取締役社長(現任) |

**■ 重要な兼職の状況**

株式会社ポケラボ 代表取締役社長
株式会社WFS 代表取締役副社長
グリーエンターテインメント株式会社 代表取締役社長

**■ 取締役候補者とした理由等**

ベンチャーキャピタル在職時における経験及び実績に加え、当社入社以来、アライアンス、アプリゲーム事業に従事し、海外展開を含むゲーム事業全般における豊富な経験と幅広い見識を有しております。また、当社子会社である株式会社ポケラボについては当社買収前の2011年から代表取締役を務めており、今後も企業代表者としての経験と子会社の事業成長をもってグループの発展へ貢献することを期待しております。以上により、当社の持続的な企業価値向上実現のために適切な人材と判断し、取締役候補者といたしました。

再任

## 7 山岸 広太郎（やまぎし こうたろう）



**生年月日** 1976年４月７日生
**所有する当社の株式数** 939,500株

**■ 略歴・地位・担当**

| | |
|---|---|
| 1999年４月 | 株式会社日経BP入社 |
| 2003年１月 | シーネットネットワークスジャパン株式会社(現：朝日インタラクティブ株式会社)入社 |
| 2004年12月 | 当社取締役副社長 |
| 2010年８月 | 当社取締役執行役員副社長 メディア企画本部長 |
| 2010年12月 | 当社取締役執行役員副社長 ソーシャルアプリケーション事業本部長兼メディア企画本部長 |
| 2011年７月 | 当社取締役執行役員副社長 事業戦略本部長 |
| 2013年７月 | 当社取締役執行役員副社長 事業戦略本部長兼メディア事業本部長 |
| 2013年11月 | 当社取締役執行役員副社長 Web Game事業統括本部長 |
| 2014年９月 | 当社取締役執行役員副社長 |
| 2014年９月 | 当社取締役副会長 |
| 2015年９月 | 当社取締役(現任) |
| 2015年12月 | 株式会社慶應イノベーション・イニシアティブ 代表取締役社長(現任) |

**■ 重要な兼職の状況**

株式会社慶應イノベーション・イニシアティブ 代表取締役社長

**■ 取締役候補者とした理由等**

当社創業以来、副社長、副会長を歴任するなど、インターネットサービス全般における豊富な経験と幅広い見識を有し、当社の経営全般について、非業務執行取締役として、取締役の業務執行を監督する観点から助言や提言を行っております。以上により、当社の持続的な企業価値向上実現のために適切な人材と判断し、取締役候補者といたしました。

再任　社外　独立

## 8 夏野 剛（なつの たけし）



**生年月日** 1965年３月17日生
**所有する当社の株式数** 15,188株

**■ 略歴・地位・担当**

| | |
|---|---|
| 1988年４月 | 東京ガス株式会社入社 |
| 1996年６月 | 株式会社ハイパーネット 取締役副社長 |
| 1997年９月 | エヌ・ティ・ティ移動通信網株式会社(現：株式会社NTTドコモ)入社 |
| 2005年６月 | 株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ(現：株式会社NTTドコモ) 執行役員マルチメディアサービス部長 |
| 2008年５月 | 慶應義塾大学大学院 政策・メディア研究科 特別招聘教授 |
| 2008年６月 | セガサミーホールディングス株式会社 社外取締役 |
| 2008年６月 | ぴあ株式会社 取締役 |
| 2008年６月 | トランスコスモス株式会社 社外取締役(現任) |
| 2008年６月 | SBIホールディングス株式会社 社外取締役 |
| 2008年６月 | エヌ・ティ・ティレゾナント株式会社 取締役 |
| 2008年12月 | 株式会社ドワンゴ 取締役 |
| 2009年６月 | 株式会社ディー・エル・イー 社外取締役 |
| 2009年９月 | 当社 社外取締役(現任) |
| 2010年12月 | 株式会社U-NEXT(現：株式会社USEN-NEXT HOLDINGS) 社外取締役(現任) |
| 2013年６月 | トレンダーズ株式会社 社外取締役 |
| 2014年10月 | 株式会社KADOKAWA・DWANGO(現：株式会社KADOKAWA) 取締役 |
| 2016年８月 | 日本オラクル株式会社 社外取締役(現任) |
| 2017年６月 | 株式会社AWSホールディングス(現：株式会社Ubicomホールディングス) 社外取締役 |
| 2018年６月 | 株式会社ムービーウォーカー 代表取締役会長 |
| 2018年10月 | 株式会社ブックウォーカー 取締役 |
| 2019年２月 | 株式会社ドワンゴ 代表取締役社長(現任) |
| 2020年４月 | 近畿大学 情報学研究所長 特別招聘教授(現任) |
| 2021年６月 | 株式会社KADOKAWA 代表取締役社長(現任) |

**■ 重要な兼職の状況**

トランスコスモス株式会社 社外取締役
株式会社ドワンゴ 代表取締役社長
株式会社USEN-NEXT HOLDINGS 社外取締役
日本オラクル株式会社 社外取締役
株式会社KADOKAWA 代表取締役社長
近畿大学 情報学研究所長 特別招聘教授

## ■ 社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

通信及びインターネット業界における豊富な経験を有し、同分野において教鞭をとるなど深く広い見識を以て活躍する人材です。当社の持続的な企業価値向上実現のため、その知見に基づいた、取締役会、指名委員会、報酬委員会、特別委員会等での助言や提言を期待し、社外取締役候補者といたしました。また、同氏の社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって13年であります。

## ■ 独立性について

同氏は、東京証券取引所の規定及び当社の定める社外役員の「独立性基準」(注)を満たしております。このため当社は、同氏を独立役員として同取引所に届け出ており、同氏の再任が承認された場合には、引き続き独立役員とする予定であります。

(注) 同氏は、当社の取引先である株式会社KADOKAWAの取締役を兼任しておりますが、直近事業年度における、当社の売上高に対する同社との取引金額の割合、及び同社の売上高に対する当社との取引額の割合は１％未満であります。また、同氏は過去において、当社の主要な取引先に相当する株式会社NTTドコモの業務執行に携わっておりましたが、現在は同社の業務執行に携わっておりません。同社の売上高に対する当社との取引額の割合は１％未満であります。なお、同社の執行役員退任後14年経過しております。

再任　社外　独立

# 9 飯島 一暢（いいじま かずのぶ）



**生年月日** 1947年１月４日生
**所有する当社の株式数** 5,000株

## ■ 略歴・地位・担当

| | |
|---|---|
| 1972年４月 | 三菱商事株式会社入社 |
| 1995年４月 | 三菱商事株式会社 本社メディア放送事業部長 |
| 1997年５月 | 株式会社フジテレビジョン(現：株式会社フジ・メディア・ホールディングス)入社 |
| 2001年６月 | 株式会社フジテレビジョン(現：株式会社フジ・メディア・ホールディングス) 執行役員 経営企画局長 |
| 2004年６月 | 株式会社WOWOW 社外取締役 |
| 2006年６月 | 株式会社フジテレビジョン(現：株式会社フジ・メディア・ホールディングス) 取締役経営企画局長 |
| 2007年４月 | スカパーJSAT株式会社(現：株式会社スカパーJSATホールディングス) 取締役 |
| 2007年６月 | 株式会社フジテレビジョン(現：株式会社フジ・メディア・ホールディングス) 常務取締役 |
| 2008年10月 | 株式会社フジテレビジョン 常務取締役 |
| 2012年６月 | 株式会社サンケイビル 代表取締役社長(現任) |
| 2012年９月 | 当社 社外取締役(現任) |
| 2013年11月 | 株式会社海外需要開拓支援機構 代表取締役会長 |
| 2017年６月 | 株式会社海外需要開拓支援機構 取締役会長 |

## ■ 重要な兼職の状況

株式会社サンケイビル 代表取締役社長

## ■ 社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

メディア事業会社における取締役を歴任し、当該業界と企業経営に関する豊富な経験と幅広い見識を有しております。当社の持続的な企業価値向上実現のため、その知見に基づいた、取締役会、指名委員会、報酬委員会、特別委員会等での助言や提言を期待し、社外取締役候補者といたしました。また、同氏の社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって10年であります。

## ■ 独立性について

同氏は、東京証券取引所の規定及び当社の定める社外役員の「独立性基準」(注)を満たしております。このため当社は、同氏を独立役員として同取引所に届け出ており、同氏の再任が承認された場合には、引き続き独立役員とする予定であります。

(注) 同氏は過去において、当社の取引先である株式会社フジテレビジョンの業務執行に携わっておりましたが、現在は同社の業務執行に携わっておりません。同社の売上高に対する当社との取引額の割合は１％未満であります。なお、同社の常務取締役退任後10年経過しております。

## 第３号議案　監査等委員である取締役３名選任の件

監査等委員である取締役全員(３名)は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、監査等委員である取締役３名の選任をお願いするものであります。監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

また、本議案につきましては、監査等委員会の同意を得ております。

| 候補者番号 | 氏名（ふりがな） | 現在の当社における地位・担当 | 候補者属性 |
|---|---|---|---|
| 1 | 松島 訓弘（まつしま くにひろ） | 社外取締役である常勤監査等委員 | 再任 社外 独立 |
| 2 | 島 宏一（しま こういち） | 社外取締役である監査等委員 | 再任 社外 独立 |
| 3 | 渡辺 伸行（わたなべ のぶゆき） | 社外取締役である監査等委員 | 再任 社外 独立 |

(注)1. 各候補者と当社との間には、いずれも特別の利害関係はありません。
2. 松島訓弘氏、島宏一氏及び渡辺伸行氏は社外取締役候補者であります。
3. 当社は、会社法第430条の３第１項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することとなる損害賠償金及び争訟費用等の損害を填補することとしております。ただし、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は填補されないなど、一定の免責事由があります。本議案が原案どおり承認され、各候補者が再任された場合は、各候補者は、当該保険契約の被保険者に含められることとなり、また、当該保険契約は任期途中に更新される予定です。なお、当該契約の内容の概要は、事業報告(36頁)に記載のとおりです。
4. 松島訓弘氏、島宏一氏及び渡辺伸行氏につきましては、当社との間で、会社法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償の限度額は、法令の定める額としております。松島訓弘氏、島宏一氏及び渡辺伸行氏の再任が承認された場合、当社は３氏との間で当該契約を継続する予定であります。

#第３号議案 #監査等委員である取締役３名選任の件

再任 社外 独立

## 1 松島 訓弘（まつしま くにひろ）



**生年月日** 1955年２月７日生

**所有する当社の株式数** －

**■ 略歴・地位・担当**

| | |
|---|---|
| 1978年４月 | 株式会社電通 入社 |
| 2006年４月 | 株式会社電通 国際本部国際事業統括局長 |
| 2008年６月 | 株式会社電通 執行役員 |
| 2012年６月 | 株式会社電通 取締役執行役員 |
| 2013年４月 | 株式会社電通 取締役常務執行役員 |
| 2013年４月 | Dentsu Aegis Network Ltd. 取締役監査委員会委員長 |
| 2014年４月 | 株式会社電通 取締役常務執行役員CSR委員会委員長 兼 Dentsu Aegis Network Ltd. 取締役監査委員会委員長 |
| 2016年１月 | 株式会社電通 取締役執行役員 |
| 2017年３月 | 株式会社電通 顧問 |
| 2019年９月 | 当社常勤社外監査役 |
| 2020年９月 | 当社社外取締役(常勤監査等委員)(現任) |

**■ 監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要**

マーケティング・コミュニケーション事業会社において執行役員、取締役及び子会社の監査委員会委員長を歴任し、海外子会社を含めたグループ経営や企業統治に関する豊富な実績と幅広い見識を有しております。以上により、当社の企業統治の構築及び維持に加え、事業経験に基づいた取締役会、指名委員会、報酬委員会、特別委員会等での助言や提言を期待し、監査等委員である社外取締役候補者といたしました。なお、同氏は2020年９月から社外取締役(常勤監査等委員)を務めており、その在任期間は、本総会終結の時をもって２年であります。

**■ 独立性について**

同氏は、東京証券取引所の規定及び当社の定める社外役員の「独立性基準」(注)を満たしております。このため当社は、同氏を独立役員として同取引所に届け出ており、同氏の再任が承認された場合には、引き続き独立役員とする予定であります。

(注) 同氏は、当社の取引先である株式会社電通の顧問を務めておりましたが、直近事業年度における、当社の売上高に対する同社との取引金額の割合、及び同社の売上高に対する当社との取引額の割合はいずれも１％未満であります。

再任 社外 独立

## 2 島 宏一（しま こういち）



**生年月日** 1957年12月５日生

**所有する当社の株式数** －

**■ 略歴・地位・担当**

| | |
|---|---|
| 1983年５月 | 株式会社日本リクルートセンター(現：株式会社リクルートホールディングス) 入社 |
| 1994年４月 | 株式会社リクルートフロムエー(現：株式会社リクルート) 総務人事部長 |
| 1997年７月 | 株式会社リクルートフロムエー(現：株式会社リクルート) 取締役 |
| 2001年４月 | 株式会社リクルート 財務マネジメント室 エグゼクティブマネージャー |
| 2003年４月 | 株式会社リクルート 執行役員 |
| 2008年４月 | 株式会社リクルートメディアコミュニケーションズ(現：株式会社リクルート) 代表取締役社長 |
| 2010年４月 | 株式会社リクルート 顧問 |
| 2010年６月 | 株式会社リクルート 常勤監査役 |
| 2012年10月 | 株式会社リクルートホールディングス 常勤監査役 |
| 2016年９月 | 当社社外監査役 |
| 2016年９月 | 株式会社リグア 社外取締役(現任) |
| 2018年４月 | 日本電解株式会社 社外取締役監査等委員(現任) |
| 2020年５月 | 株式会社北の達人コーポレーション 社外取締役(現任) |
| 2020年６月 | 株式会社コスモスイニシア 社外取締役(現任) |
| 2020年９月 | 当社社外取締役(監査等委員)(現任) |
| 2022年６月 | UTグループ株式会社 社外取締役監査等委員(現任) |

**■ 重要な兼職の状況**

株式会社リグア 社外取締役
日本電解株式会社 社外取締役監査等委員
株式会社北の達人コーポレーション 社外取締役
株式会社コスモスイニシア 社外取締役
UTグループ株式会社 社外取締役監査等委員

**■ 監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要**

人材及びインターネットサービス事業会社において執行役員及び子会社代表取締役を歴任し、業界における幅広い経験と見識を有しております。また、監査役としても複数社の経験と実績を有しております。以上により、当社のコンプライアンス体制並びに企業統治の構築及び維持に加え、事業経験に基づいた取締役会、特別委員会等での助言や提言を期待し、監査等委員である社外取締役候補者といたしました。なお、同氏は2020年９月から社外取締役(監査等委員)を務めており、その在任期間は、本総会終結の時をもって２年であります。

**■ 独立性について**

同氏は、東京証券取引所の規定及び当社の定める社外役員の「独立性基準」を満たしております。このため当社は、同氏を独立役員として同取引所に届け出ており、同氏の再任が承認された場合には、引き続き独立役員とする予定であります。

#第３号議案 #監査等委員である取締役３名選任の件

再任　社外　独立

## 3 渡辺 伸行（わたなべ のぶゆき）



**生年月日** 1972年８月７日生

**所有する当社の株式数** －

**■ 略歴・地位・担当**

1999年４月　弁護士登録・TMI総合法律事務所 入所
2007年１月　TMI総合法律事務所 パートナー弁護士(現任)
2012年６月　株式会社クレオ 社外監査役 (現任)
2018年11月　株式会社創通 社外監査役
2020年９月　当社社外取締役(監査等委員) (現任)

**■ 重要な兼職の状況**

TMI総合法律事務所 パートナー弁護士
株式会社クレオ 社外監査役

**■ 監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要**

社外役員となること以外の方法で会社経営に関与したことはありませんが、弁護士としての豊富な経験と実績、特に企業法務、インターネットサービス関連法務に関する見識のほか、スポーツ団体における規律委員を務めるなど、組織統治に関する幅広い経験を有しております。以上により、当社のコンプライアンス体制並びに企業統治の構築及び維持に加え、その知見に基づいた取締役会、特別委員会等での助言や提言を期待し、監査等委員である社外取締役候補者といたしました。なお、同氏は2020年９月から社外取締役(監査等委員)を務めており、その在任期間は、本総会終結の時をもって2年であります。

**■ 独立性について**

同氏は、東京証券取引所の規定及び当社の定める社外役員の「独立性基準」を満たしております。このため当社は、同氏を独立役員として同取引所に届け出ており、同氏の再任が承認された場合には、引き続き独立役員とする予定であります。

＃第３号議案 ＃監査等委員である取締役３名選任の件

## 第４号議案　取締役等に対する株式報酬等の額及び内容決定の件

### １．提案の理由及び当該報酬を相当とする理由

当社は、2020年9月29日開催の第16回定時株主総会において、取締役(監査等委員である取締役を除く)に対する金銭報酬として、年額500百万円以内(うち社外取締役に対しては40百万円以内)とすること、かかる金銭報酬額とは別枠で、取締役(社外取締役及び監査等委員である取締役を除く)に対し年額300百万円以内の範囲内で株式報酬型ストック・オプションとしての新株予約権を発行するための報酬等につき、ご承認を頂いております。また、2021年9月28日開催の第17回定時株主総会において、上記の報酬枠とは別枠で、取締役(監査等委員である取締役及び社外取締役を除く上級執行役員)に対し総額1,000百万円以内の範囲内で時価総額条件付ストック・オプションとしての新株予約権を発行するための報酬等につきご承認を頂いております。今般、当社の取締役(社外取締役、監査等委員である取締役及び国内非居住者を除く。以下同じ)及び上級執行役員(取締役を兼務する者及び国内非居住者を除く。以下、取締役と併せて「対象取締役等」という)に対する新たな株式報酬制度(以下「本制度」という)を導入することにつき、ご承認をお願いするものであります。

本制度の導入は、中長期的な業績拡大及び企業価値の向上を目指すにあたり、対象取締役等が株価上昇によるメリットのみならず、株価下落によるリスクまでも株主様と共有することで、意欲及び士気をより一層向上させ、当社の結束力及び将来的な時価総額向上へのインセンティブをより高めることを目的としており、導入は相当であると考えております。

本議案が原案どおり承認可決されることを条件として、当社は2022年6月30日で終了した事業年度における代表取締役への業績及び貢献を鑑みた株式報酬型ストック・オプションとしての新株予約権の付与を最後に、それ以降、株式報酬型ストック・オプションを廃止し、新たに新株予約権の付与を行わないこととといたします。株式報酬型ストック・オプションを廃止し、本制度を導入することにより、対象取締役等へ直接当社株式及び当社株式の換価処分金相当額の金銭(以下「当社株式等」という)の交付及び給付(以下「交付等」という)を行うため、対象取締役等が、より直接的に、株主様との利害を共有することが可能となります。また、本制度は株式報酬型ストック・オプションと比較し株式価値の希薄化が生じない制度でございます。

なお、現在の取締役(監査等委員である取締役を除く)は9名(うち社外取締役は2名)であり、第2号議案が原案どおり承認可決されますと、本制度の対象となる当社の取締役(非業務執行取締役を除く)の員数は６名となります。また上記のとおり、本制度は上級執行役員も対象としており、本制度に基づく報酬には上級執行役員に対する報酬も含まれます。しかしながら本議案では、執行役員が本制度の開始後に新たに取締役に就任する可能性があること、また取締役を兼務する上級執行役員が取締役を退任する可能性があること等を踏まえ、本制度に基づく報酬の全体につき、対象取締役等に対する報酬等として、その額及び内容を提案するものであります。

(ご参考)現行の株式報酬制度と本議案における株式報酬制度の違い

| | 報酬の内容 | 対象者 | 報酬の上限 |
|---|---|---|---|
| 現行 | 株式報酬型ストック・オプション | 取締役(社外取締役及び監査等委員である取締役を除く) | ＜総額＞<br>300百万円／1年<br><br>＜新株予約権の総数(新株予約権の目的である当社普通株式の数)＞<br>・取締役会決議に基づき年額300百万円の範囲内で新株予約権の発行価額の総額を定め、これを新株予約権の割当日において新株予約権の公正価値の算定のために一般的に利用されている算定方法に基づいて算定される新株予約権1個当たりの公正価額を基準として当社取締役会で定める額をもって除して得られる数(ただし整数未満の端数を切り捨て)<br>新株予約権1個当たり100株 |
| | 時価総額条件付ストック・オプション | 取締役(監査等委員である取締役及び社外取締役を除く上級執行役員) | ＜総額＞<br>1,000百万円<br><br>＜新株予約権の総数(新株予約権の目的である当社普通株式の数)＞<br>2万個(200万株)／1年 |
| 本議案承認後 | 当社普通株式<br>(株式交付時に換価処分し、金銭を給付する場合あり) | ・取締役(社外取締役、監査等委員である取締役及び国内非居住者を除く)<br>・上級執行役員(取締役を兼務する者及び国内非居住者を除く) | ＜当社が拠出する金員の上限＞<br>2,500百万円／5年<br><br>＜対象取締役等に交付等される当社株式等の数の上限＞<br>325万株／5年 |
| | 時価総額条件付ストック・オプション | 取締役(監査等委員である取締役及び社外取締役を除く上級執行役員) | ＜総額＞<br>1,000百万円<br><br>＜新株予約権の総数(新株予約権の目的である当社普通株式の数)＞<br>2万個(200万株)／1年 |

※現在、上級執行役員を対象として実施しているインセンティブ・プランについても本議案が承認可決されることを条件として、本制度に移行するものとします。

## ２．本制度における報酬の額及び内容等

(1)本制度の概要

本制度は、当社が拠出する対象取締役等の報酬額を原資として、信託(以下「本信託」という)が当社株式を取得し、当該信託を通じて対象取締役等に当社株式等の交付等を行う株式報酬制度です。(詳細は(2)以降のとおり)

ただし、本制度を通じて取得した当社株式は、対象取締役等の地位を退任後１年が経過するときまで継続保有するものとします。

| | |
|---|---|
| １．本議案の対象となる当社株式等の交付等の対象者 | 当社の取締役(社外取締役、監査等委員である取締役及び国内非居住者を除く)及び上級執行役員(取締役を兼務する者及び国内非居住者を除く) |

| ２．本議案の対象となる当社株式が発行済株式の総数に与える影響 | |
|---|---|
| 当社が拠出する金員の上限(下記(2)のとおり) | 5事業年度からなる対象期間を対象として拠出する金員の上限は2,500百万円 |
| ・本信託から対象取締役等に交付等がなされる当社株式等の上限<br>・当社株式の取得方法(下記(2)及び(3)のとおり) | ・当初の対象期間である5事業年度を対象として対象取締役等に付与されるポイント数(当社株式数)の上限は325万ポイント<br>・上記の上限ポイント数の1事業年度あたりの平均である65万ポイントの当社発行済株式総数(2022年6月30日時点。自己株式控除後)に対する割合は約0.38%<br>・当社株式は、株式市場または当社(自己株式処分)から取得。当初は株式市場から取得予定 |

| | |
|---|---|
| ３．業績達成条件の内容<br>(下記(3)のとおり) | 役位及び業績達成度等に応じて変動 |

| | |
|---|---|
| ４．取締役等に対する当社株式等の交付等の時期<br>(下記(4)のとおり) | 対象期間中毎年<br>ただし、本制度を通じて取得した当社株式は、対象取締役等の地位を退任後１年が経過するときまで継続保有する |

(2)当社が拠出する金員の上限

本制度は、2023年6月30日で終了する事業年度から2027年6月30日で終了する事業年度までの5事業年度及び以降の各5事業年度(以下「対象期間」という)を対象とします。

当社は、対象期間ごとに合計2,500百万円を上限とする金員を、対象取締役等への報酬として拠出し、受益者要件を充足する対象取締役等を受益者とする信託期間5年間の本信託を設定します。

本信託は、信託管理人の指図に従い、信託された金員を原資として当社株式を株式市場または当社(自己株式処分)から取得します。当社は、信託期間中、対象取締役等に対するポイント(下記(3)のとおり)の付与を行い、本信託は当社株式等の交付等を行います。

当社は、本信託の信託期間の満了時において、新たな本信託を設定し、または信託契約の変更及び追加信託

を行うことにより、本制度を継続的に実施することを予定しております(当該信託契約の変更及び追加信託がなされた場合には、本信託の設定がなされたものと同様に扱う)。本信託を延長する場合、信託期間を5年間延長し、信託期間の延長以降の5事業年度を新たな対象期間とします。当社は、延長された信託期間ごとに、合計2,500百万円の範囲内で、追加拠出を行い、引き続き延長された信託期間中、対象取締役等に対するポイントの付与を継続し、本信託は、延長された信託期間中、当社株式等の交付等を継続します。

ただし、かかる追加拠出を行う場合において、延長する前の信託期間の末日に信託財産内に残存する当社株式(対象取締役等に付与されたポイントに相当する当社株式等で交付等が未了であるものを除く)及び金銭(以下「残存株式等」という)があるときは、残存株式等の金額と当社が追加拠出する信託金の合計額は、2,500百万円の範囲内とします。

当社が拠出する金員の上限は、現行の取締役(社外取締役及び監査等委員である取締役を除く)を対象とした株式報酬型ストック・オプションの報酬総額及び上級執行役員を対象としたインセンティブ・プランにおける付与水準の合計額を踏まえて設定しています。なお、株式報酬型ストック・オプションを廃止し、同報酬水準で本制度を導入するため、取締役(社外取締役及び監査等委員である取締役を除く)を対象とした株式報酬制度の増額を行うものではありません。

(3)対象取締役等に対して交付等が行われる当社株式等の数の算定方法及び上限

対象取締役等に対して交付等が行われる当社株式等の数は、対象取締役等の役位及び毎年の業績目標の達成度等に基づき毎年一定の時期に付与されるポイントにより定まり、1ポイントにつき当社株式1株として決定します。

なお、本信託に属する当社株式が株式の分割、株式の無償割当てまたは株式の併合等によって増加または減少した場合は、当社は、その増加または減少の割合に応じて、1ポイント当たりに交付等が行われる当社株式等の数を調整します。

対象取締役等に交付等が行われる当社株式等の数の上限は、5事業年度当たり325万ポイントを上限とします。対象期間中に本信託が取得する株式数は、かかるポイントの上限に相当する325万株を上限とします。

対象取締役等に対して交付等を行う当社株式等の総数の上限は、上記(2)の信託金上限額を踏まえて、直近の株価等を参考に設定しています。

(4)対象取締役等に対する当社株式等の交付等の時期

当社株式等の交付等の時期は対象期間中毎年となります。

受益者要件を充足した対象取締役等は、付与ポイント数の一定割合に相当する当社株式の交付を受け、残りの付与ポイント数に相当する当社株式については、本信託内で換価した上で、その換価処分金相当額の金銭の給付を受けるものとします。なお、本制度を通じて取得した当社株式は、対象取締役等の地位を退任後１年が経過するときまで継続保有するものとします。

(5)クローバック制度等

対象取締役等に重大な不正・違反行為等が発生した場合、当該対象取締役等に対し、本制度において当社株式等の交付等を行う予定の受益権の没収(マルス)ならびに交付等を行った当社株式等相当の金銭の返還請求(クローバック)ができるものとします。

(6)本信託内の当社株式に関する議決権
　本信託内にある当社株式については、経営への中立性を確保するため、信託期間中、議決権は行使されないものとします。

(7)その他の本制度の内容
　本制度に関するその他の内容については、本信託の設定、信託契約の変更及び本信託への追加拠出の都度、取締役会において定めます。

(ご参考)
役員報酬等の内容の決定に関する方針等につきましては、本株主総会において第４号議案が承認可決されることを条件に、以下のとおり変更いたします。

役員報酬等の内容の決定に関する方針等

(1)個人別の報酬等の内容及び額等の決定に関する方針
　取締役(監査等委員である取締役を除く)の報酬額については、優秀な人材を確保し続けるために競争力のある報酬体系となるよう、業績、当該取締役の役割責任の大きさ、従業員給与との均衡等を考慮し、国内外の同業種又は同規模の他企業と比較の上で決定する。
　社内取締役(非業務執行取締役を除く)の報酬は、固定報酬としての基本報酬及び株式報酬としての信託型株式報酬、権利行使の条件に定めのある株式報酬型ストック・オプションにより構成し、社外取締役及び社内取締役(非業務執行取締役)の報酬は、独立性の観点から業績に左右されない固定報酬としての基本報酬のみで構成する。
　固定報酬としての基本報酬は月例、信託型株式報酬は、取締役の在任中に付与したポイントに基づき、毎年、株式の交付及び株式の換価処分相当額の金銭の支給を行う。他方、権利行使の条件に定めのある株式報酬型ストック・オプションは、導入時に一括して支給を行うものとする。

(2)金銭報酬の額、非金銭報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針
　社内取締役(非業務執行取締役を除く)の報酬については、上記方針を基とし、全社業績への責任及び役割に応じて固定報酬と株式報酬の比率を設定する。

(3)取締役の個人別の報酬等の内容についての決定の方法に関する事項
　基本報酬については、株主総会での決議の範囲内で、取締役会決議にもとづき代表取締役会長がその具体的内容について委任を受けるものとし、取締役会の諮問機関である報酬委員会における審議を通じた提言を参考に、個人別の額を決定する。
　信託型株式報酬については、株主総会での決議の範囲内で、取締役会決議に基づき代表取締役会長がその具体的内容について委任を受けるものとし、取締役会の諮問機関である報酬委員会における審議を通じた提言を参考に、取締役会決議により決定された株式交付規程に基づき個人別の付与ポイントを決定する。
　権利行使の条件に定めのある株式報酬型ストック・オプションについては、取締役会の諮問機関である報酬委員会における審議を通じた提言を参考に、取締役会決議により募集事項を決定したうえで、取締役会決議に基づき委任を受けた代表取締役会長が個人別の割当個数を決定する。

## 第５号議案　吸収分割契約承認の件

１．吸収分割を行う理由

当社及びグリーキャピタルマネジメント株式会社(以下「グリーキャピタルマネジメント」といいます。)は、2022年5月12日付にて吸収分割契約を締結し、当社を吸収分割会社、グリーキャピタルマネジメントを吸収分割承継会社として、当社のファンド投資事業及びスタートアップ企業への投資事業に関して有する権利義務を、2023年1月1日を効力発生日として、グリーキャピタルマネジメントに承継させる吸収分割(以下「本吸収分割」という。)を行うこととしました。

当社は、「インターネットを通じて、世界をより良くする。」というミッションのもと、2010年から主にインターネット・IT 領域を中心に投資を実行するベンチャーキャピタルへの投資を行い、インターネット・IT領域のスタートアップの成長・発展を支援してまいりました。この事業承継により機動的な意思決定体制を構築し、更なる事業拡大を加速していくとともに、引き続きスタートアップ領域の成長・発展を支援してまいります。

２．吸収分割契約の内容の概要

### 吸収分割契約書(写)

グリー株式会社(東京都港区六本木六丁目11番1号六本木ヒルズゲートタワー。以下「甲」という。)及びグリーキャピタルマネジメント株式会社(東京都港区六本木六丁目11番1号六本木ヒルズゲートタワー。以下「乙」という。)は、甲が営むファンド投資事業及びスタートアップ企業への投資事業(以下「本承継対象事業」という。)に関して有する権利義務を乙に承継させる吸収分割(以下「本吸収分割」という。)に関し、次のとおり吸収分割契約(以下「本契約」という。)を締結する。

第1条　(吸収分割)
甲は、本契約の定めるところに従い、第6条に定める効力発生日において、吸収分割の方法により、本承継対象事業に関して有する第3条に定める権利義務を乙に承継させ、乙はこれを承継する。

第2条　(吸収分割をする当事者の商号及び住所)
本吸収分割に係る吸収分割会社と吸収分割承継会社の商号及び住所は、以下のとおりである。
(1) 吸収分割会社
甲：商号　グリー株式会社
住所　東京都港区六本木6-11-1　六本木ヒルズゲートタワー
(2) 吸収分割承継会社
乙：商号　グリーキャピタルマネジメント株式会社
住所　東京都港区六本木6-11-1　六本木ヒルズゲートタワー

第3条　(本吸収分割により承継する権利義務)
1.本吸収分割により、乙が甲から承継する資産、債務、契約その他の権利義務は、本承継対象事業に関して甲が効力発生日において有する、別紙「承継権利義務等明細」記載の権利義務(以下「承継対象権利義務」という。)とする。但し、その承継につき関係官庁、共有者その他の関係者の許認可、承諾等を要す

るものについては、当該許認可、承諾等の取得を条件とする。
2.本吸収分割による甲から乙に対する債務の承継については、すべて免責的債務引受の方法による。
3.甲は、承継対象権利義務について、契約不適合責任又は補償義務を負わず、また、乙に対して何らの表明保証を行わない。
4.承継対象権利義務の承継に関する登記、登録等の手続に要する費用その他承継対象権利義務の承継に関して必要となる費用は、甲の負担とする。

第4条　(本吸収分割に際して交付する金銭等およびその割当)
乙は、本吸収分割に際し、甲に対して株式その他の金銭等の対価を交付しない。

第5条　(資本金及び準備金の額に関する事項)
乙は、本吸収分割において資本金及び準備金の額を増加しない。

第6条　(効力発生日)
本吸収分割がその効力を生ずる日(以下「効力発生日」という。)は、2023年1月1日とする。但し、本吸収分割の手続進行上の必要性その他の事由により、必要があるときは、甲及び乙が協議のうえ、これを変更することができる。

第7条　(吸収分割の承認)
1.甲は、効力発生日の前日までに、株主総会における本契約の承認その他本吸収分割に必要な事項に関する決議を求める。
2.乙は、会社法第796条第1項の規定に基づき、同法第795条第1項の株主総会決議による本契約の承認を受けることなく本吸収分割を行う。

第8条　(競業避止義務)
別途の合意が存しない限り、甲は、本承継対象事業について、競業避止義務を負わないものとする。

第9条　(会社財産の管理等)
甲は、本契約締結後効力発生日に至るまで、善良なる管理者としての注意をもって本承継対象事業にかかる業務の執行および財産の管理、運営を行い、その財産及び権利義務に重大な影響を及ぼす行為を行おうとする場合には、あらかじめ甲及び乙が協議し合意のうえ、これを行う。

第10条　(分割条件の変更および分割契約の解除)
1.本契約締結後効力発生日に至るまでの間において、天災地変その他の事由により、本吸収分割の実行に重大な支障となる事態が生じた場合には、甲及び乙が協議し合意のうえ、本吸収分割の条件その他本契約の内容を変更し、又は本契約を解除することができる。
2.本効力発生日の前日までに、国内外の監督官庁その他の司法・行政機関から本吸収分割を適法に行うために必要な許認可等が取得されない場合(当該許認可等の前提条件を満たすことができない場合を含む。)、本契約は効力を失う。

第11条　(協議事項)
本契約に定める事項のほか、本吸収分割に必要な事項は、本契約の趣旨に則り、甲及び乙が協議のうえこれを定める

本契約締結の証として本書1通を作成し、甲及び乙が記名押印のうえ、甲が原本を保有し、乙はその写しを保有する。

2022年5月12日

甲東京都港区六本木六丁目11番1号六本木ヒルズゲートタワー
グリー株式会社
代表取締役社長　田中良和
乙東京都港区六本木六丁目11番1号六本木ヒルズゲートタワー
グリーキャピタルマネジメント株式会社
代表取締役社長　大矢 俊樹

(別紙)

## 承継権利義務明細

甲から乙への本吸収分割によって承継する権利義務は、本吸収分割の効力発生日の直前時(以下「基準時」という。)における、以下に記載する権利義務とする。なお、甲及び乙が別途合意したものを除外すること、及び、以下に定める権利義務に付帯関連するものであって甲及び乙が別途合意したものを追加することを妨げない。

1. 資産
本承継対象事業のみに属する流動資産及び固定資産。ただし、以下の法人にかかる株式その他の持分を除く。
STRIVE株式会社
GREE Capital Partners, LLC
グリーベンチャーズ株式会社

2. 債務
本承継対象事業に属する全ての債務(未発生の潜在債務を含む。)は、乙に承継されない。

3. 契約
本承継対象事業のみに関して甲が当事者となっている契約における契約上の地位及びこれに基づく一切の権利義務。但し、以下の各号に定める契約及びこれに基づく権利義務を除く。
(1)本承継対象に従事している従業員との間の労働契約
(2)吸収分割による契約上の地位の移転が当該契約上禁止されており、効力発生日までに移転について当該契約上必要とされる同意が得られなかった契約

4. 許認可
本承継対象事業のみに属する許可、認可、承認、登録及び届出等のうち、承継が法令上可能であるもの全て。

## ３．会社法施行規則第183条に掲げる事項の内容の概要

(1) 吸収分割の対価の相当性に関する事項

吸収分割承継会社は、本吸収分割に際し、当社に対して株式その他の金銭等の対価を交付しませんが、当社は吸収分割承継会社の完全親会社でありグループ内再編であるため相当と判断しております。

(2) 吸収分割承継会社の成立の日における貸借対照表の内容

吸収分割承継会社について確定した事業年度は存在しません。吸収分割承継会社の成立の日(2022年4月8日)における貸借対照表は、次のとおりです。

| 資産の部 | | 負債・純資産の部 | |
|---|---|---|---|
| 科目 | 金額 | 科目 | 金額 |
| 流動資産 | 1百万円 | 株主資本 | 1百万円 |
| | | 資本金 | 1百万円 |
| 資産合計 | 1百万円 | 負債・純資産合計 | 1百万円 |

(3) 吸収分割承継会社の成立の日後に生じた重要な財産の処分等に関する事項

吸収分割承継会社は、2022年4月20日、当社より1,030百万円の借入れを実行いたしました。これにより、借入実行日における吸収分割承継会社の貸借対照表は、流動資産が1,031百万円となり、固定負債が1,030百万円増加しました。

(4) 当社の最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分等に関する事項

該当事項はありません。

以上

**(添付書類)**

# 事業報告

(自　2021年７月１日　至　2022年６月30日)

## １．企業集団の現況

### (１)当事業年度の事業の状況

※「設備投資の状況以外の当事業年度の事業の状況」「主要な営業所」「従業員の状況」「その他企業集団の現況に関する重要な事項」「財産及び損益の状況」「対処すべき課題」につきましては、インターネット開示事項としております。

#### 設備投資の状況

当連結会計年度における設備投資は1,350百万円で、その主な内容は、オフィス設備費用、備品購入及びシステム構築費用等であります。

### (２)重要な子会社の状況

| 名称 | 住所 | 資本金(百万円) | 主要な事業の内容 | 議決権の所有割合(%) | 関係内容 |
|---|---|---|---|---|---|
| (連結子会社)<br>株式会社WFS | 東京都港区 | 110 | アプリゲームの開発及び運営 | 100.0 | 役員の兼任４名 |
| (連結子会社)<br>株式会社ポケラボ | 東京都港区 | 50 | アプリゲームの開発及び運営 | 100.0 | 役員の兼任３名 |
| (連結子会社)<br>グリーエンターテインメント株式会社 | 東京都港区 | 310 | アプリゲームの開発及び運営 | 100.0 | 役員の兼任３名<br>資金の貸付 |
| (連結子会社)<br>REALITY株式会社 | 東京都港区 | 10 | メタバース事業 | 100.0 | 役員の兼任１名<br>資金の貸付 |
| (連結子会社)<br>Glossom株式会社 | 東京都新宿区 | 141 | 広告事業 | 100.0 | 広告取引 |

(注) 上記に含まれない連結子会社は12社、持分法適用会社は２社であります。

## 2.会社役員に関する事項

### (1)取締役に関する事項(2022年6月30日現在)

| 氏名 | 地位 | 担当及び重要な兼職の状況 |
|---|---|---|
| 田中 良和 | 代表取締役<br>会長兼社長 | コマース事業本部長、DX事業本部長 |
| 藤本 真樹 | 取締役 | 上級執行役員 最高技術責任者 開発本部長<br>デジタル庁 最高技術責任者 |
| 大矢 俊樹 | 取締役 | 上級執行役員 最高財務責任者 コーポレート本部長、投資・インキュベーション事業担当<br>株式会社ポケラボ 取締役<br>グリーエンターテインメント株式会社 取締役<br>株式会社WFS 取締役 |
| 荒木 英士 | 取締役 | 上級執行役員 メタバース事業本部長<br>REALITY株式会社 代表取締役社長<br>株式会社WFS 取締役 |
| 小竹 讃久 | 取締役 | 上級執行役員 グリーエンターテインメント事業本部長<br>株式会社ポケラボ 取締役<br>グリーエンターテインメント株式会社 代表取締役社長<br>株式会社WFS 取締役 |
| 前田 悠太 | 取締役 | 上級執行役員 Pokelabo・Asia事業本部長、Wright Flyer Studios事業本部長<br>株式会社ポケラボ 代表取締役社長<br>グリーエンターテインメント株式会社 代表取締役副社長<br>株式会社WFS 代表取締役副社長 |
| 山岸 広太郎 | 取締役 | 株式会社慶應イノベーション・イニシアティブ 代表取締役社長 |
| 夏野 剛 | 取締役(社外) | トランスコスモス株式会社 社外取締役<br>株式会社ドワンゴ 代表取締役社長<br>株式会社USEN-NEXT HOLDINGS 社外取締役<br>日本オラクル株式会社 社外取締役<br>株式会社KADOKAWA 代表取締役社長<br>近畿大学 情報学研究所長 特別招聘教授 |
| 飯島 一暢 | 取締役(社外) | 株式会社サンケイビル 代表取締役社長 |
| 松島 訓弘 | 取締役(社外)<br>常勤監査等委員 | — |
| 島 宏一 | 取締役(社外)<br>監査等委員 | 株式会社リグア 社外取締役<br>日本電解株式会社 社外取締役監査等委員<br>株式会社北の達人コーポレーション 社外取締役<br>株式会社コスモスイニシア 社外取締役<br>UTグループ株式会社 社外取締役監査等委員 |
| 渡辺 伸行 | 取締役(社外)<br>監査等委員 | TMI総合法律事務所 パートナー弁護士<br>株式会社クレオ 社外監査役 |

(注)1. 取締役夏野剛氏及び飯島一暢氏、並びに監査等委員である取締役松島訓弘氏、島宏一氏及び渡辺伸行氏は、社外取締役であります。なお、当社は、各氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
2. 監査等委員である取締役松島訓弘氏は常勤の監査等委員であります。常勤の監査等委員を選定している理由は、重要な会議への出席、日常的な情報収集、会計監査人及び内部監査室との連携によって得られた情報を他の監査等委員と共有することにより、監査等委員会の監査の実効性を高めるためであります。
3. 監査等委員である取締役 渡辺伸行氏は、弁護士の資格を有しており、法務、コンプライアンス及び企業統治に関する高い専門性を有するものであります。また、監査等委員である取締役 島宏一氏は、財務部門での実務経験を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
4. 当事業年度中における取締役の地位、担当等の異動は次のとおりであります。

| | | |
|---|---|---|
| 2022年1月 | 田中 良和 | 代表取締役会長兼社長 広告・メディア事業本部長 |
| 2022年1月 | 藤本 真樹 | 取締役 上級執行役員 最高技術責任者 開発本部長 |
| 2022年1月 | 大矢 俊樹 | 取締役 上級執行役員 最高財務責任者 コーポレート本部長、投資・インキュベーション事業担当 |
| 2022年1月 | 荒木 英士 | 取締役 上級執行役員 REALITY事業本部長 |
| 2022年1月 | 小竹 讃久 | 取締役 上級執行役員 グリーエンターテインメント事業本部長 |
| 2021年10月 | 前田 悠太 | 株式会社WFS 代表取締役副社長 |
| 2022年1月 | 前田 悠太 | 取締役 上級執行役員 Pokelabo・Asia事業本部長、Wright Flyer Studios事業本部長 |
| 2022年4月 | 前田 悠太 | グリーエンターテインメント株式会社 代表取締役副社長 |
| 2022年5月 | 田中 良和 | 代表取締役会長兼社長 コマース事業本部長、DX事業本部長 |
| 2022年6月 | 荒木 英士 | 取締役 上級執行役員 メタバース事業本部長 |

5. 当社と他の法人等(社外役員の兼職先)との関係
①当社と株式会社KADOKAWAとの間には、ゲームの共同開発、運用及びゲームのコラボによるロイヤルティの支払い等に関する取引関係があります。
②その他の法人等と当社との間には、特別な関係はありません。

### (2)取締役の報酬等の額

| 役員区分 | 報酬等の総額(百万円) | 報酬等の種類別の総額(百万円) | | 対象となる役員の員数(名) |
|---|---|---|---|---|
| | | 基本報酬 | 非金銭報酬等 | |
| 取締役(監査等委員を除く)<br>(うち社外取締役) | 156<br>(24) | 66<br>(24) | 90<br>(−) | 9<br>(2) |
| 取締役(監査等委員)<br>(うち社外取締役) | 34<br>(34) | 34<br>(34) | −<br>(−) | 3<br>(3) |

(注)1. 上記のほか、使用人兼務取締役に対し、使用人分給与相当額398百万円を支給しております。
2. 当期末の取締役(監査等委員を除く)の員数は9名、取締役(監査等委員)の員数は3名であります。

3. 取締役(監査等委員を除く)の報酬額は、2020年９月29日開催の第16回定時株主総会において、金銭の報酬枠として年額500百万円以内(うち、社外取締役分40百万円以内。ただし、使用人分給与は含まない)、非金銭の報酬枠として年額300百万円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点での取締役(監査等委員を除く)の員数は９名(うち社外取締役は２名)であります。また、2021年９月28日開催の第17回定時株主総会において上記とは別枠で、総額1,000百万円以内の範囲内でストック・オプションとしての新株予約権の発行を決議いただいております。当該株主総会終結時点での取締役(監査等委員を除く)の員数は９名(うち社外取締役は２名)であります。
4. 取締役(監査等委員)の報酬額は、2020年９月29日開催の第16回定時株主総会において、年額60百万円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役(監査等委員)の員数は、３名(全員が社外取締役)であります。
5. 監査等委員会は取締役会の諮問機関である、社外取締役２名、社外取締役である監査等委員１名、取締役１名及び代表取締役会長１名の計５名で構成される報酬委員会が審議した取締役(監査等委員である取締役を除く)の報酬等について、その決定の方針・考え方及び審議プロセスを確認しました。それらについて異議はなく、その結果、報酬等の内容は妥当であると判断しております。
6. 非金銭報酬等の内容は当社の新株予約権であり、割当ての際の条件等は、事業報告「会社の新株予約権等に関する事項」のとおりであります。

### (３)役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は役員報酬等の内容の決定に関する方針等につき、2021年８月開催の取締役会において以下のとおり決定いたしました。なお、当該決定に際しては、あらかじめその内容について報酬委員会へ諮問し、答申を受けております。

①個人別の報酬等の内容及び額等の決定に関する方針

取締役(監査等委員である取締役を除く)の報酬額については、優秀な人材を確保し続けるために競争力のある報酬体系となるよう、業績、当該取締役の役割責任の大きさ、従業員給与との均衡等を考慮し、国内外の同業種又は同規模の他企業と比較の上で決定する。

社内取締役の報酬は、固定報酬としての基本報酬及び株式報酬としての株式報酬型ストック・オプション、権利行使の条件に定めのある株式報酬型ストック・オプションにより構成し、社外取締役の報酬は、独立性の観点から業績に左右されない固定報酬としての基本報酬のみで構成する。

固定報酬としての基本報酬は月例、株式報酬としての株式報酬型ストック・オプションは取締役在任中に適時支給し、その行使期間は割当日から10年(役職員等の地位を喪失した場合には原則行使不可)とする 。他方、権利行使の条件に定めのある株式報酬型ストック・オプションは導入時に一括して支給を行うものとする。

②金銭報酬の額、非金銭報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

社内取締役の報酬については、上記方針を基とし、全社業績への責任及び役割に応じて固定報酬と株式報酬の比率を設定する。

③取締役の個人別の報酬等の内容についての決定の方法に関する事項

基本報酬については、取締役会決議に基づき代表取締役会長がその具体的内容について委任を受けるものとし、取締役会の諮問機関である報酬委員会における審議を通じた提言を参考に、個人別の額を決定する。

株式報酬型ストック・オプションについては、取締役会で個人別の割当個数を決定する。

権利行使の条件に定めのある株式報酬型ストック・オプションについては、取締役会の諮問機関である報酬委員会における審議を通じた提言を参考に、取締役会決議により募集事項を決定したうえで、取締役会決議に基づき委任を受けた代表取締役会長が個人別の割当個数を決定する。

### (4)個人別の報酬等の決定の委任に関する事項

当事業年度における各取締役(監査等委員である取締役を除く)の報酬は、当社グループの経営状況等を最も熟知している代表取締役が責任をもって報酬等を決定すべきという理由から、取締役会決議に基づき、代表取締役会長田中良和が決定しております(担当は事業報告33頁ご参照)。その権限の内容は、固定報酬に関して、取締役の報酬等の決定方針に基づいた報酬額の算出であります。その決定にあたっては、上記(3)③「取締役の個人別の内容についての決定の方法に関する事項」記載の検討を行っており、決定方針に沿うものであると判断しております。

### (5)役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の３第１項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。

①被保険者の範囲

当社の取締役(監査等委員を含む)、執行役員及び従業員、並びに子会社の取締役、監査役、執行役員及び従業員となっており、全ての取締役は当該保険契約の被保険者に含まれます。

②保険契約の内容の概要

被保険者が会社の役員等の地位に基づき行った行為(不作為を含みます)に起因して損害賠償請求がなされた場合に、被保険者が被る損害賠償金や訴訟費用等が当該保険契約により塡補されます。故意又は重過失に起因する損害賠償請求等は塡補されません。なお、被保険者の保険料は全額当社が負担しております 。

以上

# グリー株式会社 取締役会の構成

（※第２号議案及び第３号議案が承認可決された場合）

| 番号 | 氏名 | 当社における役割 | 経験・専門性 | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | 経 | 事 | 業 | テ | 財 | ガ | コ |
| 1 | たなか よしかず<br>田中 良和 | 指名・報酬 | ● | ● | | | | | |
| 2 | ふじもと まさき<br>藤本 真樹 | | | ● | | ● | | | |
| 3 | おおや としき<br>大矢 俊樹 | | ● | | ● | | ● | | |
| 4 | あらき えいじ<br>荒木 英士 | | ● | ● | | | | | |
| 5 | しの さんく<br>小竹 讃久 | | ● | ● | | | | | |
| 6 | まえだ ゆうた<br>前田 悠太 | | ● | ● | | | | | |
| 7 | やまぎし こうたろう<br>山岸 広太郎 | 指名・報酬 | ● | ● | | | | | |
| 8 | なつの たけし<br>夏野 剛 | 社外 独立 指名・報酬 特別 | ● | | ● | | | | |
| 9 | いいじま かずのぶ<br>飯島 一暢 | 社外 独立 指名・報酬 特別 | ● | | ● | | | | |
| 10 | まつしま くにひろ<br>松島 訓弘 | 社外 独立 指名・報酬 特別 | ● | | ● | | | ● | ● |
| 11 | しま こういち<br>島 宏一 | 社外 独立 特別 | ● | | ● | | ● | ● | ● |
| 12 | わたなべ のぶゆき<br>渡辺 伸行 | 社外 独立 特別 | | | | | | ● | ● |

**経** 企業経営　**事** 当社事業における経験　**業** 業界における経験　**テ** テクノロジー

**財** 財務・会計　**ガ** ガバナンス　**コ** 法務・コンプライアンス リスク管理

指名・報酬 指名委員会・報酬委員会

特別 特別委員会

#ご参考 #グリー株式会社 取締役会の構成

# サステナブルな未来へ、グリーだからできること。

グリーの企業理念は「インターネットを通じて、世界をより良くする。」ことです。
企業市民および地域社会の一員として、自社の役割や責任を自覚し、インターネット産業の発展と様々な社会的課題の解決に対して継続的に取り組んできました。
コロナ禍を経てデジタルシフトが進み、インターネットが社会に与える影響がより大きくなるなか、私たちはこの理念を旗印に、環境・教育・働き方など様々な領域で、グリーならではの社会貢献に邁進してまいります。

## グリー　サステナビリティ　3つのテーマ



インターネットによる
社会課題の解決



多様性のある
社会の発展に貢献



安心安全な
インターネット社会の構築

グリーサステナビリティページ
https://corp.gree.net/jp/ja/sustainability




サステナビリティ活動のご報告
専用ページ「OUR ACTIONS」

サステナビリティへの考え方や活動をステークホルダーの皆様によりご理解いただけるよう、専用のページを介してコミュニケーションに取り組んでいます。

## コーポレート・ガバナンス体制の拡充

グリーは2022年8月に『特別委員会』を新設し、内部統制およびコンプライアンスの充実を推進しています。

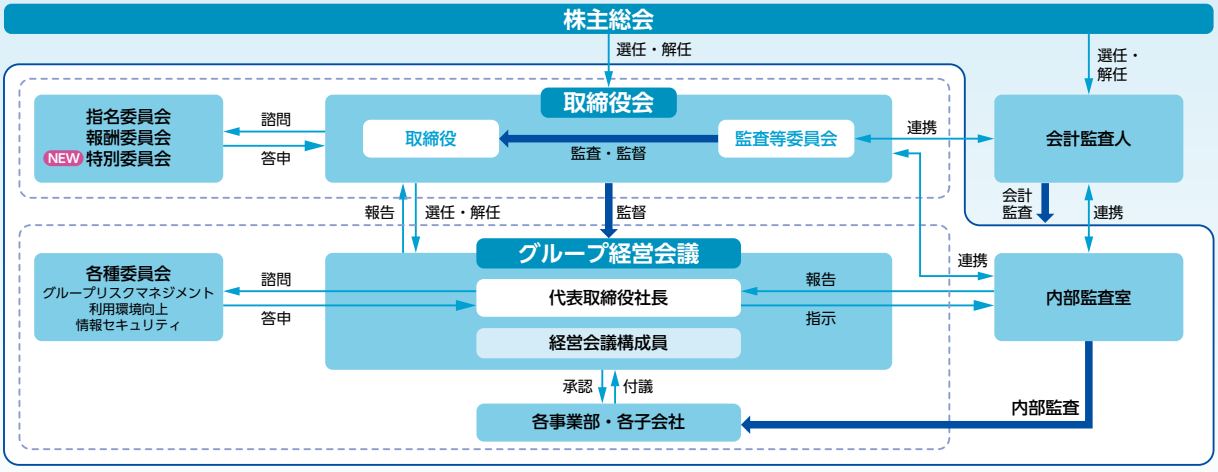


#ご参考 #グリーの取り組み

# What's NEXT...?

未来の株主総会を切りひらく、
# グリーの挑戦




冊子よりもウェブサイトよりも、
楽しく分かりやすく！

## 2022 第18回
株主総会ご紹介動画
## 「Go Next!!」



『グリー株主総会Portal』にて
9月27日(火)
17:00公開予定

招集通知のDX化が開始される、そのさらに先を見通して、グリーは今回、未来の招集通知をイメージしたムービーをご用意しました。グリーならではのエンターテインメント性の高いムービーで、楽しく充実した情報をご案内いたします。

完全オンライン化の先陣を切る

## 2021 第17回
「バーチャルオンリー」
株主総会の実現

すべての株主様がインターネットを経由して出席し、議決権行使や質問、拍手などをオンラインで実行できる、法的な会議体として新しい株主総会の形を実現。

さらなる対話を目指して

## 2020 第16回
ハイブリッド「出席型」
バーチャル株主総会

ライブ配信にとどまらず、インターネット上で議決権行使を可能とする「出席型」バーチャル株主総会を実現。

国内初 双方向のコミュニケーションを実現

## 2019 第15回
ハイブリッド「参加型」
バーチャル株主総会

会場の様子をインターネット上でライブ配信する「ハイブリッド参加型バーチャル総会」を国内で初めて実施。来場できない株主様もリアルタイムで総会を閲覧できることに加え、グリーでは、総会中に会社と参加株主様との“双方向”のコミュニケーションを実現。この実績は経産省の研究会（2020年）でも発表を求められました。

**株主様とさらに良いコミュニケーションを築いていきたい**

―グリーが大切にしているこの思いを形にするため、株主様との「ダイレクトな対話の場」である株主総会の開催には特に力を入れてきました。最先端のテクノロジーやグリーならではのクリエイティブなアイデアを駆使し、法的な手続きに則りながらも内容やその開催手法において革新を重ねてきましたが、皆様がご覧になっているこの「招集通知」（株主総会資料）も、改正会社法の施行により2023年から電子提供制度が開始されるなど、上場会社が求められる枠組みも変化しつつあります。
これまでの挑戦を土台に、可能性に満ちた株主総会の未来を切りひらくべく、グリーは走り続けていきます。

より多くの株主様に届ける

## 2018 第14回
株主総会の
「ダイジェスト動画」を
オンデマンド配信

臨場感とさらなる理解を

## 2017 第13回
VR事業の技術で
「360°オンデマンド動画」を配信

総会を身近に便利に

## 2016 第12回
「スマート招集」を導入

スマートフォンで効率的に総会関連情報を閲覧できる仕組みをIT業界で初めて導入。

## 2015 第11回
インターネット
議決権行使導入

#Go Next!!